

# 施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業(第2次)の ご案内

## 1 目的

省エネで持続可能な施設園芸への転換を進めていきます。施設園芸の経営費を圧迫する暖房コストに対し緊急支援するとともに、燃油削減目標と取組を記載した省エネ計画の作成・実現を支援します。

## 2 概要

項 目	内 容
申 請 期 間	令和4年9月1日(木)から9月30日(金)
助 成 対 象 者 の 要 件	<input type="checkbox"/> 園芸用施設において、野菜類、花き類、果樹類を生産し、それらを販売していること。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー取組計画を提出し、同計画に取り組むこと。 <input type="checkbox"/> 令和4年度に施設園芸等燃油価格高騰対策「施設園芸セーフティネット構築事業(以下、SN構築事業)」への加入すること。 <input type="checkbox"/> 対象期間の営農実態が確認でき、かつ令和4年度以降も当該営農を継続すること。
対 象 経 費	園芸用施設の加温に供するため、対象期間中に購入したことが証明できる <b>A重油</b> 及び <b>灯油</b> が対象です
対 象 期 間	令和4年4月1日から6月30日
申 請 方 法	申請手続きは最寄りのJAへ <申請に必要な書類> ① <b>燃油購入実績根拠書類</b> (購入日、油種、購入数量、購入者が確認できる書類) ② <b>省エネルギー取組計画</b> 省エネルギー生産管理チェックシート ③ <b>施設園芸農家であることが確認できる書類</b> ④ <b>直近の青色申告書、白色申告書、決算書の写し</b> ⑤ <b>本人確認書類</b> ※別添②は、本事業(第1次)で申請済みの場合は、省略可能です。 別添③～⑤は、農業協同組合で確認ができる場合は、省略可能です。

## 県助成額の算出方法

**県助成額＝助成単価×助成対象となる燃油数量 以内** (予算の範囲内で交付)

・助成単価＝(当該月の全国燃油平均価格－基準価格) × 1 / 2 (小数点第2位切捨)

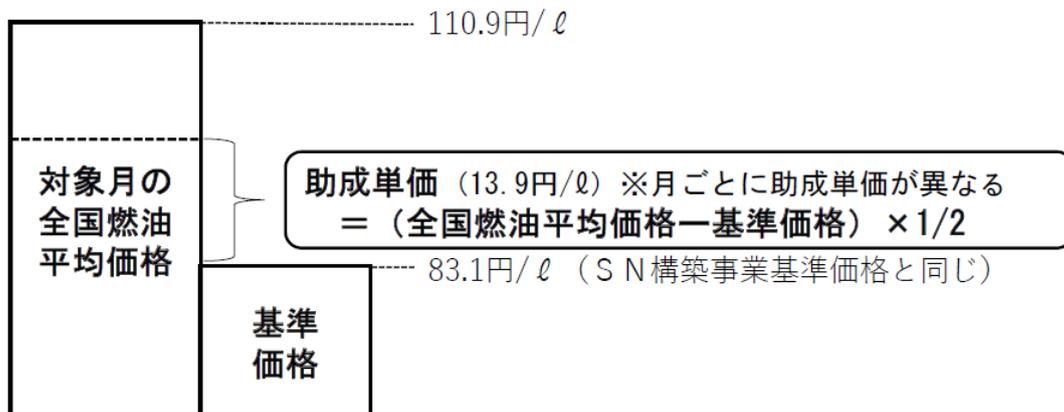
油種	項目	4月(円/L)	5月(円/L)	6月(円/L)
A重油	<b>助成単価</b>	<b>13.9</b>	<b>12.7</b>	<b>13.8</b>
	全国燃油平均価格	110.9	108.6	108.6
	基準価格	83.1	83.1	83.1
灯油	<b>助成単価</b>	<b>14.7</b>	<b>13.5</b>	<b>14.6</b>
	全国燃油平均価格	117.6	115.1	115.1
	基準価格	88.1	88.1	88.1

全国燃油平均価格：「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表)における  
全国平均価格

基準価格：過去7年間の加温期間(11月から翌4月)の全国平均価格のうち、最高値  
1年分と最低値1年分を除いた5年の平均価格

### <助成金のイメージ>

#### <R4.4月のA重油価格の場合>



**県助成額＝助成単価 (13.9円/ℓ) × 助成対象となる燃油数量**